

平成31年度答申第1号
平成31年4月18日

諮問番号 平成30年度諮問第93号（平成31年3月20日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下、「労災保険法」という。）29条1項に基づく社会復帰促進等事業としての労災就学援護費の支給を求める申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）がこれを不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

労災保険法29条1項は、政府は、労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができる旨規定し、同項2号は、業務災害及び通勤災害を被った労働者（以下「被災労働者」という。）の療養生活の援護、被災労働者の受け

る介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業を掲げている。

なお、同条2項は、同条1項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は厚生労働省令で定める旨規定するが、その実施に必要な基準を定める厚生労働省令はない。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) P (以下「本件労働者」という。) は、Q社に就労していた者であるが、平成27年12月25日、同社事業場内で死亡しているのを発見された。死因は縊頸である。

(死体検案書、決定書)

- (2) 本件労働者の遺族である審査請求人は、平成28年5月31日、処分庁に対し、遺族補償年金等の支給の請求を行うとともに本件申請をした。

(遺族補償年金支給請求書、葬祭料請求書、労災就学等援護費支給・変更申請書)

- (3) 処分庁は、平成29年2月14日、上記(2)の遺族補償年金等の支給の請求に対して、「今般の請求について、被災労働者に発病した精神障害について、認定基準に基づき調査した結果、発病前おおむね6か月間に業務に伴う出来事が認められましたが、その心理的負荷の強度は『強』には至らないものであり、『精神障害を発病させるおそれのある業務による強い心理的負荷があったもの』とは認められませんでした。」との理由に基づき、遺族補償年金等の不支給決定(以下「本件遺族補償年金等不支給決定」という。)を行い、審査請求人に通知した。

(年金・一時金給付等不支給決定通知(遺族補償年金に係るもの)、年金・一時金給付等不支給決定通知(葬祭料に係るもの))

- (4) 処分庁は、平成29年2月14日、本件申請に対して、本件不支給決定を行い、上記(3)と同じ理由を記載した通知書により、審査請求人に通知した。

(年金・一時金給付金等不支給決定通知(労災就学等援護費に係るもの))

- (5) 審査請求人は、平成29年5月17日、労働者災害補償保険審査官に対し、本件遺族補償年金等不支給決定を不服として審査請求をしたところ、B労働者災害補償保険審査官は、平成30年6月22日、審査請求人の審査請

求を棄却する決定をした。

(決定書)

(6) 審査請求人は、平成29年5月17日、本件不支給決定を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(7) 審査庁は、平成31年3月20日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、諮問した。

(諮問書)

4 審査請求人の主張

平成29年2月14日付けで処分庁が行った本件不支給決定の取消しを求める。

(審査請求書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

労災就学援護費の支給対象者については、「労災就学等援護費支給要綱」(昭和45年10月27日付け基発第774号「労災就学援護費の支給について」の別添。以下「支給要綱」という。)の3の「(1) 労災就学援護費」において、要旨、「ロ 遺族補償年金受給権者のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該労働者の子(略)で現に在学者等であるものと生計を同じくしている者であって当該在学者等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの」とされている。

処分庁は、平成29年2月14日、本件労働者の死亡は業務との因果関係は認められないと判断し、本件遺族補償年金等不支給決定を行っている。また、B労働者災害補償保険審査官は、平成30年6月22日、審査請求人の審査請求を棄却する決定を行っている。

よって、審査請求人は、支給要綱の3に掲げる遺族補償年金受給権者であるとの要件を満たしていないことから、労災就学援護費の支給対象者とは認められない。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はない。

2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について

(1) 労災就学援護費について

労災保険法及びその下位規則の定める労働者災害補償保険制度（以下「労災保険制度」という。）は、業務災害等に関する保険給付として、療養補償給付、休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付等の保険給付をすることとしている。

労災保険法29条1項2号は、政府が、被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業を行うことができる旨定めているが、これは上記労災保険制度による保険給付を補完するものと解される（最高裁平成15年9月4日第一小法廷判決・訟月50巻5号1526頁）。支給要綱に基づく業務災害等による重度障害者、長期療養者及び遺族に対する労災就学援護費の支給は、上記労災保険法29条1項2号に定める事業として行うものである。

(2) 審査請求人が労災就学援護費の支給対象者となるかについて

審査請求人は、死亡した本件労働者の遺族であり、子の労災就学援護費を請求したものであるが、支給要綱は、死亡した労働者の遺族が、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子について労災就学援護費の支給を受けるには、遺族補償年金受給権者であることを要する旨定めている。

かかる支給要綱の定めは、上記のとおり労災就学援護費の支給が労災保険制度による保険給付を補完するものであるとする趣旨に沿うものであり、労災就学援護費の支給対象者となるには、保険給付としての遺族補償年金について支給決定を受けていることを要するというべきである。審査請求人は、遺族補償年金等の支給の請求を行っているが、これに対しては不支給決定（本件遺族補償年金等不支給決定）がなされているのであって、審査請求人は、遺族補償年金の支給決定を受けているとの要件を満たしていない。

したがって、審査請求人は、労災就学援護費の支給対象者とはならない。

3 付言

(1) 労災保険法29条2項は、被災労働者及びその遺族の援護を含む社会復帰促進等事業の実施に関して必要な基準は厚生労働省令で定める旨規定しているにもかかわらず、これに関する必要な基準を定めた厚生労働省令はこれまで制定されておらず、労災就学援護費の支給は、支給要綱に基づいて行われているにすぎない。必要な基準につき厚生労働省令の定めが求められるところである。労災就学援護費の支給に関する決定が処分である以上、当該処

分は法令に基づいて行われるべきものであり、支給要綱は、法令の定めの下で、法令の趣旨目的に従って行政庁が設定する審査基準となるものにすぎない。この意味でも、必要な基準に関する厚生労働省令の定めが求められる。

- (2) 本件不支給決定の通知書には、不支給の理由として「今般の請求について、被災労働者に発病した精神障害について、認定基準に基づき調査した結果、発病前おおむね6か月間に業務に伴う出来事が認められましたが、その心理的負荷の強度は『強』には至らないものであり、『精神障害を発病させるおそれのある業務による強い心理的負荷があったもの』とは認められませんでした。」と記載されているのであるが、処分庁は別の手続である遺族補償年金等の支給の請求に対して、上記理由によって遺族補償年金等不支給決定を行ったものであり、本件申請に対する判断は、遺族補償年金の支給決定がないことを理由に行ったものである。したがって、上記理由の記載方法が適切かどうかには疑問の余地もある。

労災就学援護費は、保険給付としての遺族補償年金の支給決定がなされ遺族補償年金の支給を受けることになった者に対して、更にその援護として支給されるものであることから、審査請求人が遺族補償年金の支給決定を受けていないことが、本件不支給決定の理由であることが理解できるような説明がなされることが望ましい。

4 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史